

# 1 調査の概要

## (1) 調査の目的

この調査は、学校における幼児、児童及び生徒の発育及び健康の状態を明らかにし、学校保健行政上の基礎資料を得ることを目的としています。

## (2) 根拠法規

統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査  
学校保健統計調査規則(昭和27年文部省令第5号)

## (3) 調査の範囲、対象及び調査事項

### ア 調査の範囲

幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び高等学校のうち、文部科学省があらかじめ指定する学校(以下、「調査実施校」という)。

### イ 調査の対象

調査実施校に在籍する満5歳から17歳(調査年度の4月1日現在)の幼児、児童及び生徒。

### ウ 調査事項

(ア) 児童等の発育状態に関する事項(身長、体重:抽出調査)

(イ) 児童等の健康状態に関する事項(栄養状態、脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態、視力及び聴力、眼の疾病及び異常の有無、耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無、歯及び口腔の疾病及び異常の有無、結核の有無、結核に関する検診の結果、心臓の疾病及び異常の有無、尿、その他の疾病及び異常の有無:全数調査)

区分	調査実施校数	発育状態調査		健康状態調査調査対象者数
		1校あたりの対象者数	調査対象者数	
幼稚園	44園	44人	1,534人	2,301人
小学校	68校	96人	6,510人	28,694人
中学校	49校	120人	5,453人	18,858人
高等学校	47校	90人	4,171人	29,143人
計	208		17,668人	78,996人

(注) ・1校あたりの対象者数は文部科学省が定める人数です。ただし、対象者数を満たさない調査実施校においては、全幼児、児童及び生徒が対象となります。

・幼稚園には幼保連携型認定こども園を、小学校には義務教育学校(第1~6学年)を、中学校には義務教育学校(第7~9学年)及び中等教育学校の前期課程を、高等学校には中等教育学校の後期課程を含みます。

## (4) 調査時期

令和2年4月1日から令和3年3月31日(昭和23年から毎年実施)  
学校保健安全法による健康診断等の結果に基づき調査

## (5) 調査系統

文部科学大臣 ————— 北海道知事 ————— 調査実施校の長

## (6) 調査方法

調査実施校の長による自計報告

### 《利用上の注意》

令和2年度学校保健統計調査においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年4月1日から6月30日に実施される健康診断について、当該年度末までに実施することとなったため、調査期間が年度末まで延長されています。

このため、本集計結果は、成長の著しい時期において測定時期を異にしたデータを集計したものとなっております。過去の数値と単純比較することはできません。

また、構成比及び比率については、表章単位未満を四捨五入したため、内訳の合計が一致しない場合があります。